

御殿場市道路除雪マニュアル

平成26年11月

御殿場市都市建設部

管理維持課

目 次

第1章 計画編

1-1	目 的	2
1-2	積雪レベルと配備体制・系統図	2
1-3	除雪作業の優先順位	3
1-4	作業種別及び出動基準	3
1-5	情報収集と発信	4

第2章 作業編

2-1	目 的	5
2-2	体 制	5
2-3	作業内容	5
2-3-1	(積雪レベル1)	5
2-3-2	(積雪レベル2)	6
2-3-3	(積雪レベル3)	7

関係図面

図1	除雪優先道路	8
図2	雪処分場	9
図3	除雪作業区域図	10

第1章 計画編

1-1 目的

この計画は、冬期間における市道の除雪作業を、迅速かつ適切に実施することを目的とする。

1-2 積雪レベルと配備体制・系統図

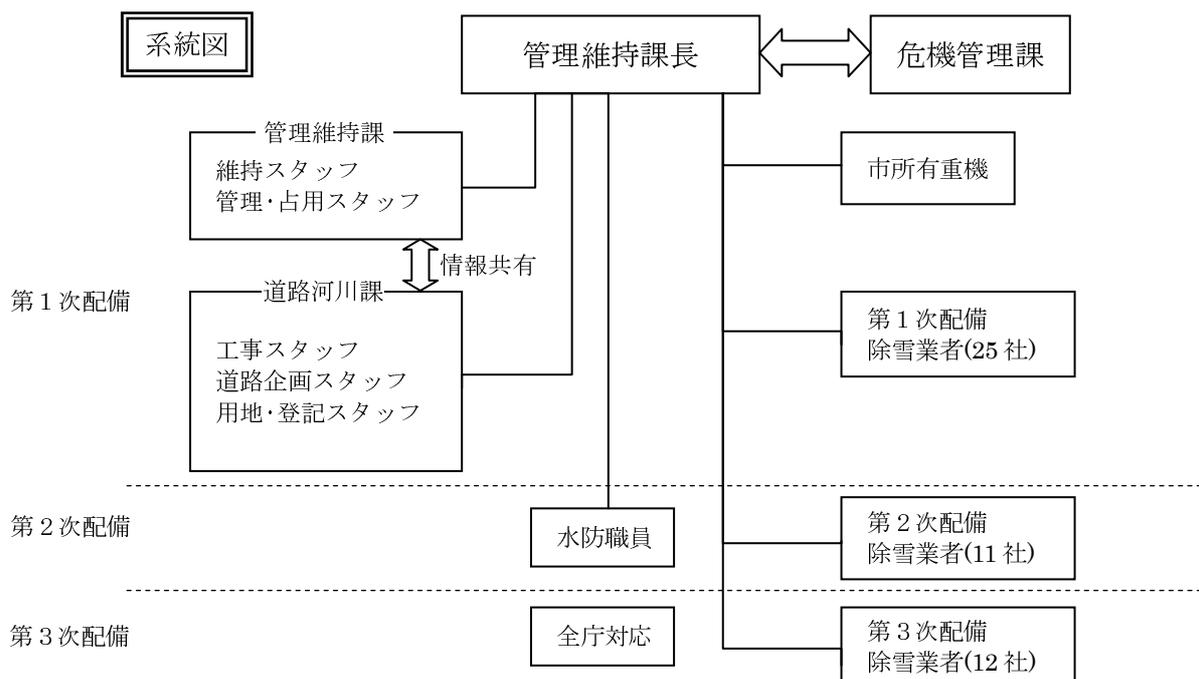
除雪を迅速に対応できるように、積雪状況や気象情報等の積雪レベルに応じて第1次配備から第3次配備までの体制を整える。

配備体制

表-1

区分	積雪レベル	配備要員等
第1次配備	◎レベル1 ①積雪5cm以上30cm未満で融雪の見込みがない場合 ②大雪注意報が発表された場合 ③パトロールの結果、車両等通行に支障がある場合	◆市職員 管理維持課・道路河川課職員 ◆除雪機械 市所有重機 第1次配備除雪業者
第2次配備	◎レベル2 ①積雪30cm以上60cm未満の場合 ②大雪警報が発表された場合 ③パトロールの結果、相当な積雪となる場合	◆市職員 管理維持課・道路河川課職員 水防職員 *1 ◆除雪機械 市所有重機 第1次・ 第2次 配備除雪業者
第3次配備	◎レベル3 ①積雪60cmを超えた場合 ②大雪特別警報が発表された場合 ③積雪により高速道路、国道、県道に通行止めが発生した場合	◆市職員 管理維持課・道路河川課職員 水防職員・ 全庁対応 *1 ◆除雪機械 市所有重機 第1・2次・ 第3次 配備除雪業者

* 1 災害対策本部若しくは危機管理課へ出動要請



1-3 除雪作業の優先順位

除雪箇所の優先順位は、国県道を結ぶ市街地の主要な街路、広域基幹道路等の幹線道路（東部幹線、御東原循環線、新橋深沢線、東大路線、新堀線等）、消防署、救急病院等に接続する道路を第1次優先道路とする。第1次優先道路の補助的幹線として役割を担う道路を第2次優先道路とする（図1参照）。除雪作業は、第1次優先道路から第2次優先道路に順次拡大して道路交通の確保をする。また、火事、救急の緊急要請にも速やかに対応し、生命財産の安全を図る。

表-2

優先順位	路 線
第1次優先道路	国県道等を結ぶ幹線道路及び救急搬送道路（図1で示した赤色の路線）
第2次優先道路	補助幹線道路及び地区内を連絡する道路（図1で示した緑色の路線）
その他の道路	地域内の生活道路

1-4 作業種別及び出動基準

除雪は車両等の通行を確保するため、車両の通行可能な幅員を確保する。また、必要に応じて待避所を設ける等、順次交互通行が可能となるよう努める。

作業は、除雪を効率的に行うため、次に掲げる作業種別と出動基準に従い行う。

表-3

作業種別	内 容
新雪除雪	道路上の雪を道路の路肩や側溝等へ寄せる作業
拡幅除雪	新雪除雪を繰り返すことにより、有効な道路幅員が狭められ、交通の確保や次の除雪作業が困難となる場合行う作業
雪運搬	幅員が狭い道路や交差点等の雪を堆積させる場所がない場合に、雪処分場へ運搬する作業
圧雪処理	降雪が続き除雪や雪運搬が間に合わず、一時的に雪を重機で敷き均し交通を確保する作業

出動基準

表-4

作業種別 \ 積雪レベル	積雪レベル		
	レベル1	レベル2	レベル3
新雪除雪	○	○	○
拡幅除雪	△	○	○
雪運搬	△	△	○
圧雪処理	×	△	○

※積雪が5cm未満でもパトロールを行い通行車両に支障がある場合は対応する。

1－5 情報収集と発信

(情報収集)

- ・国・県等から気象に関する情報を随時収集するほか、道路パトロール・支所等を通じて現場での情報収集に努める。
- ・各種道路管理者（国土交通省・静岡県・NEXCO中日本）と、除雪作業に関する情報の共有を図る。
- ・除雪業者の対応可能な範囲及び作業の進捗等について随時把握する。
- ・電線及び電気通信線の被害状況を各事業者に連絡をして、情報収集を行う。

(情報発信)

- ・除雪作業の状況について、同報無線や富士山GOGO FMを通じて発信する。
- ・通行止、交通規制等の交通情報については、随時発信する。
- ・除雪の協力等の啓発に努める。
- ・交通規制箇所にあっては、交通誘導員・看板等でその旨を通行者に周知する。

第2章 作業編

2-1 目的

計画編に則り、積雪時における御殿場市道の除雪作業を、迅速かつ適切に実施することを目的とする。

2-2 体制

管理維持課・道路河川課で除雪体制を組織する。

2-3 作業内容

2-3-1 (積雪レベル1)

- ①積雪5cm以上30cm未満で融雪の見込みがない場合
- ②大雪注意報が発表された場合
- ③パトロールの結果、車両等通行に支障がある場合

○管理維持課・道路河川課の対応

- ・管理維持課長は職員を招集し、除雪体制を整える。
- ・パトロール情報や市民等からの情報を取りまとめ適宜必要な指示を行う。
- ・融雪の見込みがなく、積雪が予想されると判断した時には、市所有重機4台及び第1次配備除雪業者(25社 図3参照)に出動を指示する。
- ・積雪・降雪情報を同報無線や富士山GOGOFMを通じて市民に情報提供する。

○パトロール

- ・各地域の積雪状況及び交通情報の情報収集を行う。
- ・急坂等でスタックする車両が発生し通行に支障がある箇所は、速やかに通行止にする。
- ・倒木等によって通行に支障がある場合は、通行可能な措置を講ずる。

○除雪

- ・新雪除雪を基本とする。
- ・拡幅除雪・雪運搬は状況に応じて行う。
- ・除雪優先順位は国県道を結ぶ市街地の主要な街路、広域基幹道路等の幹線道路(東部幹線、御東原循環線、新橋深沢線、東大路線、新堀線等)、消防署、救急病院等に接続する道路幹線道路・救急搬送病院進入路とする。

※詳細はP3及び図1による。

2-3-2 (積雪レベル2)

- ①積雪30cm以上60cm未満
- ②大雪警報が発表された場合
- ③パトロールの結果、相当な積雪となる場合

○管理維持課・道路河川課

- ・パトロール情報や市民からの情報を取りまとめそれぞれ指示を行う。
- ・パトロールでの情報収集が困難な場合は、各支所等に問い合わせ情報収集を行う。
- ・第1次配備除雪業者(25社)の他に、第2次配備除雪業者(11社 図3参照)を追加する。(全36社 図3参照)
- ・雪運搬車両の確保及び手配を行う。
- ・交通情報を同報無線や富士山GOGOFMを通じて市民に情報提供する。
- ・市民に除雪の協力を呼びかける。
- ・危機管理課と連携を図り、災害対策本部の設置及び水防職員の出動を要請する。

○パトロール

- ・各地域の積雪状況及び交通情報の情報収集を行う。車両でのパトロールが円滑に行えない場合は、徒歩での情報収集も行う。
- ・急坂等でスタックする車両が発生し通行困難な箇所は、速やかに通行止にする。

○除雪

- ・拡幅除雪、圧雪処理及び雪運搬を開始する。
- ・早期の交通解放を目指し、夜間作業や全面通行止による作業を開始する。
- ・降雪中でも除雪を行う。

○雪運搬

- ・雪処分場には必ず誘導員を配備し雪運搬車両・一般車両及び歩行者の安全確保をする。
- ・雪処分場周辺の除雪を優先し雪運搬車両の通行路を確保する。
- ・雪処分場の河川が閉塞することがないようにする。

※図2参照 雪処分場

2-3-3 (積雪レベル3)

- ①積雪60cmを超えた場合
- ②大雪特別警報が発表された場合
- ③積雪により通行止めが発生した場合

○管理維持課・道路河川課

- ・第1次優先道路解放までは2交代で24時間体制とする。
- ・パトロール情報や市民からの情報を取りまとめそれぞれ指示を行う。
- ・パトロールでの情報収集が困難な場合は、各支所等に問い合わせ情報収集を行う。
- ・第1・2次配備除雪業者(36社)の他に、第3次配備除雪業者(12社 図3参照)を追加する。(全48社 図3参照)
- ・除雪状況及び交通情報を同報無線や富士山GOGOFMを通じて市民に情報提供する。
- ・市民に除雪の協力を呼びかける。
- ・災害対策本部と連携を図り、水防職員の出動を要請する。
- ・災害対策本部に、職員の動員を依頼し、道路交通の確保を行う。

○パトロール

- ・各地域の積雪状況及び交通情報の情報収集を行う。車両でのパトロールが円滑に行えない場合は、徒歩での情報収集も行う。
- ・急坂等でスタックする車両が発生し通行困難な箇所は、速やかに通行止にする。

○除雪

- ・拡幅除雪、圧雪処理及び雪運搬を行う。
- ・早期の交通解放を目指し、夜間作業や全面通行止めによる作業を開始する。

○雪運搬

- ・雪処分場には必ず誘導員を配備し雪運搬車両、一般車両及び歩行者の安全確保をする。
- ・雪処分場周辺の除雪を優先し雪運搬車両の通行路を確保する。
- ・雪処分場の河川が閉塞することがないようにする。